

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 松地環第 1 - 3 号
令和 6 年 12 月 16 日

長野県松本地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	○
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県諏訪郡下諏訪町 4437 番地 2 株式会社クリーンウェイスト 代表取締役 長谷 誠	
申請の区分（I）	産業廃棄物処理施設設置許可	
条 例 第 46 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県諏訪郡下諏訪町字長笹口 2881 番 1
	② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 第 8 号の 2 に規定する木くずの破碎施設
	③ 処理を行う廃棄物の種類	木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	9.064 t/日 (1.133 t/h 8 時間稼働)
関 係 図 書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和 6 年 12 月 17 日(火)～令和 7 年 1 月 15 日(水) (土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで